

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、令和6年6月11日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、令和7年1月28日付けで山形県知事から通知があった。

令和7年2月14日

山形県監査委員 奥 山 誠 治
 山形県監査委員 高 橋 啓 介
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

所 管 課 (関係課)	監 査 結 果	措 置 の 内 容
環境科学研究センター	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>② 環境科学研究センター</p> <p>ア 1者随意契約とする理由の説明が不十分</p> <p>令和5年3月8日に起案された支出伺に付随する「1者随意契約理由書」では、「(略)、漏洩点検を実施し、空調設備点検も行い所内の設備に精通している業者Aと1者随意契約を行うものである。」との記載があった。</p> <p>機器の部品交換が可能な業者は県内において複数あり、加えて契約金額も約40万円と高額であるため、「公正性の確保」「経済性の確保」の観点から1者随意契約とする理由としては十分ではない。</p> <p>随意契約は、競争入札を原則とする契約方式の例外であることを十分認識し、1者随意契約とする理由が客観的に合理的と判断されるような記載がなされるよう見直しが必要である。なお、当該事案以外にも1者のみの随意契約とする合理的理由となっていない事案を確認しており、改めて随意契約の必要性とその理由について検討されたい。</p>	<p>監査結果を所内で共有するとともに定例所内打合せ（令和6年1月）において契約に当たっては、各担当が1者随意契約以外の契約方法とすることができないかの視点をもって検討するとともに、1者随意契約とする場合、その理由について、客観的に合理的と判断されるような記載内容となるよう各部で留意してもらうこととした。</p> <p>また、令和6年1月に行った指摘事案と同様の空調設備修繕契約について、契約方法を検討し、見積もり合わせにより契約の相手方を決定した。</p>

<p>環境科学研究センター</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査 ② 環境科学研究センター イ 特殊勤務実績簿の不正確な決裁押印手続き</p> <p>特殊勤務実績簿のうち、「有毒ガス発生を伴う作業従事職員特殊勤務実績簿」を査閲したところ、決裁欄にある「所長」の枠内に副所長印が押印されているケースが散見された。所長不在に伴う代理印とのことであるが、「代理」である旨の記載がないことから代理印を押印する場合には、「代理」である旨がわかるように印字周辺に「代」と記載する等の対応を実施されたい。</p>	<p>監査結果を所内で共有するとともに、定例所内打合せにおいて代理決裁者が決裁する場合には、「代」の記載漏れが無いよう注意喚起し、決裁後当該実績簿が担当者に戻った際においても記載漏れがないかの確認を徹底することとした。</p>
<p>環境科学研究センター</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査 ② 環境科学研究センター ウ 物品の借用延滞</p> <p>備品・物品の現物調査を実施したところ、倉庫内に借用期間を超過した電動ミニカーを発見した。当該物品は、県内事業者から借用を受けたものであるが、借用期間の超過に際して当該事業者と口頭により合意していたとのことである。ただしその合意内容は文書化されていない。</p> <p>借用申請書の借用期限から2年を超過し、その後の無償貸し出しに関して、合意内容の文書化がなされていないことから、その責任関係があいまいな状況である。さらに、返還に関する協議もなされず物品はほぼ使用されることなく倉庫に保管されたままであることを踏まえると、このままの状況ではさらに長い年月を保管することになる恐れもある。この場合、時の経過に伴いバッテリーの不具合を含む故障やあいまいな責任関係のなかで想定しない損失負担が生じる可能性もあることから早急に返却すべきである。</p>	<p>当該電動ミニカーについては、令和5年9月に返却した。</p>

工業技術センター	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>④ 工業技術センター</p> <p>ア 研究室の天井からの水漏れ</p> <p>本館4階の蛍光X線分析室にて天井から水漏れが生じている事案が発見された。当研究室には試験研究用備品として精密機器も多く保管されていることから、速やかに対処し、資産の保全に務める必要がある。</p>	<p>天井からの水漏れ箇所は、修繕を完了した(令和5年8月2日完了)。</p>
工業技術センター	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>④ 工業技術センター</p> <p>イ 毒物及び劇物受払記録の不備</p> <p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、受払簿に受払記録がつけられていなかった。この点、化学物質管理要綱上は、購入・使用・廃棄に際し、日付とともにその量を記録すると規定されており、規則に反している。</p> <p>毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、毒劇物の受払記録による管理は非常に重要である。以上より、化学物質管理要綱の規定通り毒物及び劇物に関する受払記録をつけるよう是正されたい。</p>	<p>令和6年4月1日付けで化学物質管理要綱を改正し、管理簿により残存量、使用量等を把握できるようにし、適正な受払記録を徹底した。また、毎年化学物質の保管リストと保管量を照合することとした。</p>
工業技術センター	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>④ 工業技術センター</p> <p>ウ 毒劇物保管庫の鍵の管理不備</p> <p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒劇物保管庫の鍵について、使用簿に付属して劇物保管棚に掛けて保管されており、職員であれば誰でも自由に持ち出し可能な状況となっている。この点、当施設においては、毒劇物の管理に関する「化学物質管理要綱」を定めているが、毒劇物保管庫の鍵の使用及び保管については当該管理要綱において特に定められていない。なお、この状況</p>	<p>令和6年4月1日付けで化学物質管理要綱を改正し、管理簿により貸出しの記録を行うとともに、管理責任者を配置して鍵の管理を徹底した。</p>

	<p>は厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通達（平成 30 年 7 月 24 日付け薬生薬審発 0724 第 1 号）に従っていないことにもなる。</p> <p>毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、毒劇物保管庫の鍵の管理は非常に重要である。従って、毒劇物保管庫の鍵の管理については、鍵の保管責任者を明確にし、毒劇物使用目的以外の持出し牽制機能が働くような管理の仕組みを構築すべきである。</p>	
<p>工業技術センター</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>④ 工業技術センター</p> <p>エ 備品台帳と現物保管場所の相違</p> <p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、備品台帳の記載と異なる場所に移動・保管されている備品があった。試験研究機関における備品は研究課題や研究職員と紐づくものも多く、備品保管場所を台帳に反映しない場合、研究終了後や当該研究職員が異動した場合等において然るべき管理ができなくなる恐れがある。特に研究用備品は比較的高額であることから、紛失等の可能性を考えると一時的な場所移動を除き、備品台帳もそれに合わせ適宜更新することが望まれる。</p>	<p>当該備品については、備品台帳上の保管場所に戻した。また、当該指摘に対しては、所内のミーティング（幹部職員出席）において、保管場所を移動した場合には、備品台帳の保管場所を変更するよう注意喚起した。</p>
<p>工業技術センター</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>④ 工業技術センター</p> <p>オ 備品標示票の未貼付</p> <p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、3点について備品標示票が未貼付であり、山形県財務規則第 155 条の規則違反の状況である。備品標示票を貼付する目的</p>	<p>指摘のあった備品については、いずれも備品標示票を貼付した。また、当該指摘に対しては、所内のミーティング（幹部職員出席）において、備品標示票の貼付についてもチェックを行うよう注意喚起した。</p>

	<p>は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な県有財産台帳との照合確認を容易ならしめることにある。</p> <p>従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第155条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていくよう是正されたい。</p>	
<p>置賜試験場</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>⑤ 置賜試験場</p> <p>ア 毒物及び劇物受払記録の不備</p> <p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、受払簿に受払記録がつけられていなかった。この点、化学物質管理要綱上は、購入・使用・廃棄に際し、日付とともにその量を記録すると規定されており、規則に反している。</p> <p>また、当施設の現地調査時（9月4日）、毒物及び劇物の管理状況を確認するとともに、保管在庫の中からサンプルを抽出し、実際の在庫量と危険物在庫一覧上の在庫量との照合を実施したところ、不一致となっている品目が散見された。</p> <p>毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、毒劇物の受払記録による管理は非常に重要である。以上より、化学物質管理要綱の規定通り毒物及び劇物に関する受払記録をつけるよう是正されたい。</p>	<p>令和6年4月1日付けで化学物質管理要綱を改正し、管理簿により残存量、使用量等を把握できるようにし、適正な受払記録を徹底した。また、毎年化学物質の保管リストと保管量を照合することとした。</p>

<p>置賜試験場</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>⑤ 置賜試験場</p> <p>イ 毒劇物保管庫の鍵の管理不備</p> <p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒劇物保管庫の鍵について、当該毒劇物保管庫の下に設置されている未施錠の机の引き出しに保管されており、職員であれば誰でも自由に持ち出し可能な状況となっている。この点、当施設においては、毒劇物の管理に関する「化学物質管理要綱」を定めているが、毒劇物保管庫の鍵の使用及び保管については当該管理要綱において特に定められていない。なお、この状況は厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通達（平成30年7月24日付け薬生薬審発 0724 第1号）に従っていないことにもなる。</p> <p>毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、毒劇物保管庫の鍵の管理は非常に重要である。従って、毒劇物保管庫の鍵の管理については、鍵の保管責任者を明確にし、毒劇物使用目的以外の持出し牽制機能が働くような管理の仕組みを構築すべきである。</p>	<p>令和6年4月1日付けで化学物質管理要綱を改正し、管理簿により貸出しの記録を行うとともに、管理責任者を配置して鍵の管理を徹底した。</p>
<p>置賜試験場</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>⑤ 置賜試験場</p> <p>ウ 物品台帳と現物保管場所の相違</p> <p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、備品台帳の記載と異なる場所に移動・保管されている備品があった。試験研究機関における備品は研究課題や研究職員と紐づくものも多く、備品保管場所を台帳に反映しない場合、研究終了後や当該研究職員が異動した場合等に</p>	<p>備品台帳の保管場所を修正し登録した。保管場所を移動した場合には、備品台帳の保管場所を変更するよう職員会議にて口頭で注意喚起を行い、改めて徹底した。</p>

	<p>において然るべき管理ができなくなる恐れがある。特に研究用備品は比較的高額であることから、紛失等の可能性を考えると一時的な場所移動を除き、備品台帳もそれに合わせ適宜更新することが望まれる。</p>	
置賜試験場	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑤ 置賜試験場 エ 備品標示票の未貼付 備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、2点について備品標示票が未貼付であった。山形県財務規則第155条をみると、表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。 従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第155条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていくよう是正されたい。</p>	<p>当該備品については、いずれも備品標示票を貼付した。備品への備品標示票の貼付について、庶務担当者だけでなく使用部署においてもチェックを行うよう徹底した。</p>
庄内試験場	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑥ 庄内試験場 ア 毒物及び劇物受払記録の不備 毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、受払簿に受払記録がつけられていなかった。この点、化学物質管理要綱上は、購入・使用・廃棄に際し、日付とともにその量を記録すると規定されており、規則に反している。 加えて、在庫数量管理もしていない現状の取扱いでは、正しい在庫数の把握は困難な状況であり、盗難や紛失等重大インシデントが生じた</p>	<p>令和6年4月1日付けで化学物質管理要綱を改正し、管理簿により残存量、使用量等を把握できるようにし、適正な受払記録を徹底した。また、毎年化学物質の保管リストと保管量を照合することとした。 使用頻度の極めて低い薬品については、破棄も含めて対応の検討を始めている。</p>

	<p>際、速やかに把握・対応することが難しくなる。</p> <p>以上より、毒物及び劇物に関する受払記録をつけるよう是正されたい。なお、毒物及び劇物の中には最後に使用してから年月が経過している使用頻度の極めて低い薬品も見受けられた。これらについては管理コスト及び紛失や盗難、容器破損等のリスク低減の観点から廃棄処分の要否についても併せて検討されたい。</p>	
庄内試験場	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>⑥ 庄内試験場</p> <p>イ 備品標示票の未貼付</p> <p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、5点について備品標示票が未貼付であり、山形県財務規則第155条の規則違反の状況である。備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な県有財産台帳との照合確認を容易ならしめることにある。</p> <p>従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第155条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていくよう是正されたい。</p>	<p>当該備品については、いずれも備品標示票を貼付した。備品への備品標示票の貼付について、庶務担当者だけでなく使用部署においてもチェックを行うよう徹底した。</p>
農業総合研究センター	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>⑧ 農業総合研究センター</p> <p>ア 競争的資金等不正使用防止計画に定める対策に即していない検収</p> <p>当センターにおける競争的資金等不正使用防止計画によれば、「物品の購入等にあたっては、発注は基本</p>	<p>研究で使用する物品の発注は研究員が行っている実態に即し、令和6年度から競争的資金等不正使用防止計画において発注担当者を事務職員に限定した規定を改めるとともに、納品検査についても発注担当者以外の2名が行い、うち</p>

	<p>的に事務職員が行い、検収については、原則として購入する職員より上位の職員2名（事務職員含む）が行う。」旨が記載されている。この点、競争的資金等を財源とした物品購入一覧を査閲したところ、全件研究者によって発注されていた。また、ある一般需用費取引に関しては、検収者のうち、1名が発注者（購入する職員）と同位の職員であった。</p> <p>これらの検収は、本計画に反しており、是正するよう対応されたい。なお、本計画に従った運用が難しいということであれば、不正リスクを踏まえ、必要十分な内部牽制が可能となるよう本計画の見直しを検討すべきである。</p>	<p>1名は発注担当者より上位の職位の者が行うよう改正した。</p>
<p>農業総合研究センター</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑧ 農業総合研究センター イ 会計事務の手引に即していない一般需用費の検収</p> <p>会計事務の手引によれば、「物品購入の履行確認については、担当者とは別の者が行うこととし、より上位の職位の者による確認を行うことで、確実に内部牽制機能が働くようにすること。」と規定されている。この点、複数の支出票番号の一般需用費取引に関しては、検収者2名がいずれも発注担当者よりも下位の職員であり、内部牽制機能の確実な発揮が阻害されている状況であった。については、県の会計事務の手引に即して速やかな是正が求められる。ただし、監査人が確認した取引は、定期購読物の購入に関するものであり、発注担当者は副所長兼研究企画部長であった。この場合、発注担当者の上位者は所長のみとなり、所長決裁が必要となるが、取引内容からするとむしろ本発注業務を下位者に</p>	<p>定期刊行物の発注担当者は副所長兼研究企画部長より下位の者でも支障がないと判断し、令和5年度中に担当者を見直すとともに、検収者のうち1名は担当者より上位の職位の者が行うよう改めた。</p>

	<p>権限移譲すべきである。従って、検収手続きを是正するに際しては、単に会計事務に即して判断するより、当該発注行為の担当を見直すなど業務フローの変更を含めて検討されたい。</p>	
<p>農業総合研究センター</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑧ 農業総合研究センター ウ 毒劇物保管庫の鍵の管理不備 毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、当施設の食品試料調整室、稲作生理生態実験室、作物調査室に設置してある毒劇物保管庫の鍵については、無造作に室内の机の引き出しに保管されているなど職員であれば誰でも自由に持ち出し可能な状況となっている。</p> <p>この点、毒劇物保管庫の鍵の管理については、山形県農業総合研究センターにおける毒物及び劇物管理要領に反した運用となっている。</p> <p>また、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通達においても鍵の管理についての留意事項が記載されている。</p> <p>従って、毒劇物保管庫の鍵の管理については、鍵の保管責任者を明確にし、毒劇物使用目的以外の持出し牽制機能が働くような管理の仕組みを構築すべきである。</p>	<p>保管庫の鍵については、監査終了後直ちに使用責任者が鍵のかかる机に保管する体制とした。</p> <p>使用責任者が不在又は使用責任者が使用者となる場合は、使用責任者より上位の職員の者（具体的には部長）が一時的に使用責任者として鍵を管理する運用とした。</p> <p>これらの内容について、定例ミーティングにおいて、各部長から職員に口頭で周知した。</p>
<p>農業総合研究センター</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑧ 農業総合研究センター エ 毒物及び劇物の重量管理の見直し 毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒物及び劇物の残量管理について、重量管理がされているものと数量管理がされているものとで、品目ごとに管理レベルに差が見られた。当施設の現地調査時（7月31日）、毒物及び劇物の管理状況を確認するとともに、保管在庫の中か</p>	<p>監査終了後の令和5年度中に全ての毒劇物の保管状況及び残量を確認し、令和6年度から10箇所の保管室全てにおいて重量管理による残量管理とした。</p>

	<p>らサンプルを抽出し、実際の在庫量と帳簿記録（毒劇物受払簿）を確かめた。その結果、抽出したサンプルのうち、過酸化水素（劇物）については数量管理（容器の本数）にとどまっていた。</p> <p>この点、当センターにおける毒物及び劇物管理要領別紙様式の注釈において、「1 容量は、1 本当たりの容量（cc、ml、リットル、g）を記入し、（略）」と指示されているため、帳簿残高を「1本」とすることは適切ではないと考えられる。</p> <p>従って、毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、可能な限り重量管理していくことを検討されたい。また、管理レベルに差を設けるのであれば、その旨を当センターにおける毒物及び劇物管理要領に明記することを検討されたい。</p>	
<p>農業総合研究センター</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑧ 農業総合研究センター オ 備品標示票の不備</p> <p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、4点について備品標示票が未貼付であり、山形県財務規則第155条の規則違反の状況である。また、ある備品については、古いタイプの備品標示票が貼付されており、備品台帳上の物品番号とリンクしていない又は物品番号の印字が薄くなり見えない状態となっていた。備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な県有財産台帳との照合確認を容易ならしめることにある。</p>	<p>監査終了後直ちに備品標示票が未貼付の備品4点に備品標示票を貼付するとともに、古いタイプの備品標示票が貼付されていた備品2点は、現行の備品標示票に貼り替えた。</p>

	<p>従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、古いタイプの備品標示票が貼付されており、備品台帳上の物品番号とリンクしていないものや物品番号の印字が薄くなり見えない状態となっているものについては、物品番号を追記する、若しくは現行の備品標示票に更新することにより定期的な照合確認を容易に行えるようにする必要がある。</p>	
<p>園芸農業研究所</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑨ 園芸農業研究所 ウ 備品標示票の不備</p> <p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、4点について備品標示票が未貼付であった。山形県財務規則第155条をみると、表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。</p> <p>加えて、備品に貼付されている備品標示票について、印刷不備により内容の一部が記載されていなかった事案もあった。この点、山形県財務規則第155条をみると、表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。</p> <p>従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、印刷不備により内容の一部が表示されていない備品については適正な備品標示票を貼るよう是正されたい。</p> <p>また、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第155条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若し</p>	<p>未貼付の4点については各部担当者が貼付を行い、副所長が確認を行った。印刷不備により内容の一部が無記載の備品標示票は、すべて記載されているものと貼替を部担当者が行い副所長が確認を行った。今後は、毎年の備品台帳との照合の際、各部担当者が備品標示票の貼付の有無、記載漏れの有無を照合表にチェック記入し、総務課に提出する。総務課で内容を確認し、貼替の必要な備品標示票がある場合は各部担当者と貼替作業を行うこととした。</p>

	<p>くは適宜の方法により、適切な管理をしていくよう是正されたい。</p>	
水田農業研究所	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>⑩ 水田農業研究所</p> <p>ア 毒物及び劇物管理規程の未整備 毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、当施設では、農薬及び毒物、劇物を使用・保管しており、農薬については、「当センター水田農業研究所農薬管理及び適正使用要領」に沿って管理・使用しているが、毒物及び劇物については、関連する規程が存在しないため、属人的な取り扱いが生じていた。</p> <p>他方で、当センター本所や園芸農業研究所においては「毒物及び劇物管理要領」が定められているところであり、当センター所管の試験研究所間で異なる取扱いがなされていることから、人事異動等が生じた際に、混乱が生じる可能性も考えられる。また、国による通知「毒劇物危害防止規定について」では、毒劇物危害防止規定を作成することが奨励されている。</p> <p>従って、国による通知を踏まえて、当施設における毒物及び劇物に関する規程を速やかに整備するとともに、毒物及び劇物を使用する可能性のある当センター内の研究所と同様の毒物及び劇物管理の規程を整備するよう検討されたい。</p>	<p>所長が「山形県農業総合研究センター水田農業研究所における毒物及び劇物管理要領」を策定し、令和6年1月1日に施行した。</p>
水田農業研究所	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>⑩ 水田農業研究所</p> <p>イ 毒物及び劇物表示義務違反 毒物及び劇物取締法第12条第3項によると、「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない</p>	<p>「山形県農業総合研究センター水田農業研究所における毒物及び劇物管理要領」に基づき、土壌物理実験室に「医薬用外毒物」の表示を行った。</p>

	<p>い。」と規定されているが、毒物及び劇物が保管されている土壌物理実験室には、入口の扉に「医薬用外劇物」という表示はみられるものの、「医薬用外毒物」の表示はみられなかった。従って、現状法令違反の状況であり、速やかに是正されたい。</p>	
<p>水田農業研究所</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑩ 水田農業研究所 ウ 毒物及び劇物受払記録の不 存在 毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、受払記録簿が存在せず、在庫状況は毎年12月に実施する実地棚卸でのみ把握している状況であった。この点、毒物及び劇物管理規程のある当センター本所や園芸農業研究所においては、「毒劇物を使用したときには、その内容を毒劇物使用簿に記載するとともに、使用責任者は使用状況及び保管状況を随時点検するものとする。」ものと規定されており、当センター内の他試験場と取扱いが異なる状況である。また現状の取扱いでは、正しい在庫数の把握は困難な状況であり、盗難や紛失等重大インシデントが生じた際、速やかに把握・対応することが難しく、厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長通達にも即していない。以上より、毒物及び劇物に関する受払について記録を残すよう是正されたい。</p>	<p>「山形県農業総合研究センター水田農業研究所における毒物及び劇物管理要領」に基づき、「毒物及び劇物受払簿」を作成し、保管場所に設置した。また、研究主幹（毒劇物管理責任者）が、適正に記録するよう担当職員に指示した。</p>
<p>水田農業研究所</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑩ 水田農業研究所 オ 備品台帳登録の不備 備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、2006年に備品登録され現在は廃棄処理済であるが、備品台帳に記録が残ったままになっている備品があった。この点、平成25年6月18日付け会計第213</p>	<p>令和6年3月12日に、担当職員が廃棄を確認し、不要品決議処分を行った。 また、会計局長通知による備品台帳管理について、総務課内の打合せにおいて、徹底する旨確認した。</p>

	<p>号「物品の管理事務について（通知）」によれば、備品現物と備品台帳の照合確認は毎年8月末日までに実施し、備品管理担当者は照合確認が完了した場合、その結果を照合確認結果により速やかに物品管理者に報告することとあり、規則通りの適正な事務手続きが実施されていない。会計事務の手引及び平成25年6月18日付け会計第213号「物品の管理事務について（通知）」に基づき、備品台帳管理を適切に実施されるよう是正されたい。</p>	
<p>水田農業研究所</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑩ 水田農業研究所 カ 備品台帳と現物保管場所の相違 備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、複数備品についての備品台帳の記載と異なる場所に移動・保管されていた。</p> <p>試験研究機関における備品は研究課題や研究職員と紐づくものも多く、備品保管場所を台帳に反映しない場合、研究終了後や当該研究職員が異動した場合等において然るべき管理ができなくなる恐れがある。特に研究用備品は比較的高額であることから、紛失等の可能性を考えると一時的な場所移動を除き、備品台帳もそれに合わせ適宜更新することが望まれる。</p>	<p>令和6年3月12日までに、担当職員が実態を確認し、適正な場所への登録変更を行った。（ただし、「蒸留水製造装置」については、一時的な移動だったため、正しい登録の場所へ戻した。）</p>
<p>水田農業研究所</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑩ 水田農業研究所 キ 異なる備品標示票の貼付 備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、備品台帳に登録された番号と異なる番号の備品標示票が貼付された備品があった。この点、山形県財務規則第155条をみると、表示することが困難な場合を</p>	<p>令和6年3月12日までに、担当職員が正しい備品番号表示票を貼付した。</p>

	<p>除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。従って、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的を実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていく必要がある。</p>	
<p>水田農業研究所</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑩ 水田農業研究所 ク 備品標示票の未貼付 備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、12 点について備品標示票が確認できなかった。この点、山形県財務規則第 155 条をみると、表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。 従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的を実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていくよう是正されたい。</p>	<p>令和 6 年 3 月 12 日までに、担当職員が備品標示票を貼付した。なお、外作業で汚損や剥離の恐れがある備品の標示票については、ラベルライター等で、番号のみの貼付も行った。</p>
<p>会計局会計課 (畜産研究所)</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑪ 畜産研究所 ア 再委託の定義及びその取扱いの明確化 当施設と A 社との間で締結した業務委託契約の一部業務について、検査能力を有さないことを理由に相手方から B 社へ再委託が行われている</p>	<p>令和 6 年 2 月に会計局会計課から各課、各公所あてに、再委託の定義やその取扱いを明確に示す通知を発出した。</p>

	<p>が、当該再委託について、業務委託契約書に定められている事前協議手続きが行われていない。</p> <p>県及び施設担当者へのヒアリングによれば、そもそも「再委託」の定義が曖昧であり、個々の事例に応じて契約担当者に判断が委ねられている状態とのことである。確かに、再委託か否かの一律の線引きは難しいということも理解できるが、現在の県の運用状況では、契約担当者の判断次第で再委託禁止条項の適用の有無が分かれることとなり、万が一事前協議がなされずに行われた再委託において不測の事態が生じた場合に、責任の所在が不明確となる。</p> <p>県は、「再委託」について定義やその取扱いを明確に示すことにより、担当者レベルで判断が分かれてしまうような現在の運用については是正すべきである。</p>	
<p>畜産研究所</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>① 畜産研究所</p> <p>イ 毒物及び劇物実地棚卸の未実施</p> <p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒物及び劇物について実地棚卸を実施していなかった。「畜産研究所における毒物及び劇物管理要領」には、「使用責任者は、毎年度末において毒劇物の整理を行い、不要なものは使用簿にその旨を記載し、廃棄処分の手続きを行うものとする。」旨の定めがあり、「毒劇物の整理」には、定期的な実地棚卸手続きの実施が含まれているものと考えられる。毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、定期的な在庫確認を行うべきである。以上より、毒物及び劇物につい</p>	<p>当所の毒物及び劇物管理要領に従い、令和6年度期首（≒令和5年度期末）の棚卸を実施し、実際の在庫量を把握するとともに、令和6年2月末以降の受払記録との整合性を確認した。なお、盗難・紛失防止等のため、保管場所を施錠して管理している。</p>

	<p>て、少なくとも年に1回は棚卸を実施し、実際の在庫量を把握するとともに、受払記録との整合性を確かめるよう是正されたい。</p>	
畜産研究所	<p>2. 各試験研究機関への往査 ① 畜産研究所 オ 指定物品登録の不備 備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、山形県事務代決及び専決事務に関する規程及び財務会計システムによれば、自動車（軽自動車等を除く。）は指定物品として登録する必要があるが、自動車であるにもかかわらず、指定物品としての登録がなされていなかった。 当該備品については、速やかに物品登録するなど、会計規則に沿った手続きを実行されたい。</p>	<p>令和6年3月に、指定物品として登録を完了した。</p>
畜産研究所	<p>2. 各試験研究機関への往査 ① 畜産研究所 カ 備品の不存在 備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、5点の備品について、現物の確認ができなかった。この点、固定資産管理が適切に行われている場合にはそのようなことは通常生じえない。従って備品照合確認の実効性に疑念が生じるところである。従って、速やかに当該備品の有無の確認のうえ台帳への適切な反映を実施されたい。</p>	<p>5点の備品について、設置場所を確認し、令和6年3月までに備品台帳の設置場所の入力を完了した。</p>
畜産研究所	<p>2. 各試験研究機関への往査 ① 畜産研究所 キ 備品台帳と現物保管場所の相違 備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、12の備品についての備品台帳の記載と異なる場所に移動・保管されている備品があつ</p>	<p>12点の備品について、令和6年3月までに備品台帳の設置場所の修正を完了した。</p>

	<p>た。</p> <p>試験研究機関における備品は研究課題や研究職員と紐づくものも多く、備品保管場所を台帳に反映しない場合、研究終了後や当該研究職員が異動した場合等において然るべき管理ができなくなる恐れがある。特に研究用備品は比較的高額であることから、紛失等の可能性を考えると一時的な場所移動を除き、備品台帳もそれに合わせ適宜更新することが望まれる。</p>	
畜産研究所	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>① 畜産研究所</p> <p>ク 異なる備品標示票の貼付</p> <p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、備品台帳に登録された番号と異なる番号の備品標示票が貼付されていた備品が確認された。この点、山形県財務規則第155条をみると、表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。</p> <p>また、ある物品について2台存在し、同一の物品標示票が貼付されていた。備品標示票が正しく貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第155条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付するよう是正されたい。</p>	<p>指摘のあった備品については、正しい備品表示票を貼付した。</p>
畜産研究所	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>① 畜産研究所</p> <p>ケ 備品標示票の未貼付</p> <p>備品及び物品管理の状況確認のため、備品一覧表をもとに現物との照合を実施したところ、41点について備品標示票が確認できなかった。山</p>	<p>指摘のあった備品については、備品標示票を貼付した。</p>

	<p>形県財務規則第 155 条をみると、表示することが困難な場合を除き、適正な備品標示票の貼付を義務付けているため、規則違反の状況である。</p> <p>従って、備品標示票の有無も含め、確認を行うとともに、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的実施する備品一覧表との照合確認を容易に行うことができるよう、山形県財務規則第 155 条の規定に従い、所定の備品標示票を備品現物へ貼付する、若しくは適宜の方法により、適切な管理をしていくよう是正されたい。</p>	
<p>養豚研究所</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>⑫ 養豚研究所</p> <p>ア 毒物及び劇物管理規程の未整備</p> <p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒物及び劇物を使用・保管しているが、毒物及び劇物に関する管理規程が整備されていない状況であり、属人的な取り扱いが生じていた。他方で、農業総合研究センター本所や園芸農業研究所においては「毒物及び劇物管理要領」が定められているところであり、農業総合研究センター内研究所間で異なる取扱いがなされていることから、人事異動等が生じた際に、混乱が生じる可能性も考えられる。</p> <p>この点、国による通知「毒劇物危害防止規定について」では、毒劇物危害防止規定について、「毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、以って毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とした、事業者の自主的な規範」であり、毒物劇物輸入・製造・販売業者及び業務上取扱者の事業所ごとに毒劇物危害防止規定を作成することが奨励されている。</p>	<p>「山形県農業総合研究センター養豚研究所における毒物及び劇物管理要領」を制定、令和 6 年 1 月 4 日より施行し当要領に則った管理を行っている。</p>

	<p>従って、国による通知を踏まえて、当施設における毒物及び劇物に関する規程を速やかに整備するとともに、毒物及び劇物を使用する可能性のある農業総合研究センター内の研究所と同様の毒物及び劇物管理の規程を整備するよう検討されたい。</p>	
養豚研究所	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑫ 養豚研究所 ウ 劇物及び毒物表示義務違反 毒物及び劇物取締法第12条第3項をみると、「毒物劇物営業者及び特定毒物研究者は、毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物については「毒物」、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。」と規定されているが、本施設の冷蔵庫に保管されている毒物及び劇物に関し、当該冷蔵庫に「医薬用外劇物」及び「医薬用外毒物」の表示がされていない。従って、現状法令違反の状況であり、速やかに是正されたい。</p>	<p>令和5年11月に、当該冷蔵庫への「医薬用外劇物」及び「医薬用外毒物」の表示を実施済み。</p>
水産研究所	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑬ 水産研究所 ア 毒物及び劇物の取扱義務違反 毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、劇物に指定される「ホルムアルデヒド」の容器が保管庫前の机の上に置かれている状態であった。この点、劇物の取扱いについては、毒物及び劇物取締法第11条及び水産研究所薬品管理規程1一般事項にて規定されている。中身の有無は確認していないが、いずれにせよ極めて危険な状況であり、かつ、法令に違反している状況であるため、速やかな是正と対応措置を講じるよう対応されたい。</p>	<p>薬品を使用した際は、保管場所から出したまま離席せず、離席する場合は薬品室（棚）を施錠するよう、令和6年4月5日開催の会議で職員に周知徹底した。</p>
水産研究所	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑭ 水産研究所</p>	<p>これまでも「薬品管理規程」により他の薬品と同様に毒劇物の管</p>

	<p>イ 毒物及び劇物管理規程の未整備 本研究所には、「薬品管理規程」はあるものの、当該規程の中に毒物及び劇物の取扱に係る記載がない状況である。</p> <p>この点、国による通知「毒劇物危害防止規定について」では、毒劇物危害防止規定について、「毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、以って毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とした、事業者の自主的な規範であり、毒物劇物輸入・製造・販売業者及び業務上取扱者の各事業所に毒劇物危害防止規定を作成することが奨励されている。」とされている。</p> <p>従って、国による通知を踏まえ、当施設における毒物及び劇物に関する規程を速やかに整備するよう検討されたい。</p>	<p>理は行っていたが、令和6年4月1日付けで本規程を改正し、毒物及び劇物に関する内容を明記するとともに、令和6年4月5日開催の会議で職員に周知した。</p>
<p>水産研究所</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑬ 水産研究所 ウ 毒物及び劇物実地棚卸の未実施 毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒物及び劇物の実地棚卸を実施していなかった。この点、毒物及び劇物を含む薬品類の取扱に係る管理規程である「水産研究所薬品管理規程」には、「管理責任者は、所長の指示により年度当初及び必要に応じて、薬品の在庫量を「薬品一覧簿」及び「薬品使用簿」と照らし合わせ確認する。」旨規定されている。以上より、毒物及び劇物について、少なくとも年に1回は棚卸を実施し、実際の在庫量を把握するとともに、受払記録との整合性を確かめるよう是正されたい。</p>	<p>令和6年3月に、薬品室（庫）3カ所について棚卸を実施し、在庫管理シートにおいて毒物及び劇物とそれ以外の薬品の区分けを実施し、薬品の管理を行った。</p>
<p>森林研究研修センター</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑮ 森林研究研修センター ア 毒物及び劇物管理方法の見直し</p>	<p>令和6年3月19日付けで「山形県森林研究研修センター薬品類管理要領」を改正し、薬品庫から持ち出した薬品は原則使い切ること</p>

	<p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒劇物保管庫から払い出したものの、未使用のまま研究室に保管されている在庫が存在した。当施設において、毒劇物の管理について「山形県森林研究研修センター薬品類管理要領」に基づき適正な運用が求められているが、研究員が毒劇物保管庫から持ち出したものの、払出記録に記載された日にはすべてを使用せず、未使用若しくは一部のみ使用し、残りの分量は研究室において保管している毒劇物も少なからず存在するとのことである。</p> <p>当該要領には「試験研究用試薬の毒劇物・危険物、試験研究用農薬は本館薬品庫に施錠し保管する」とあり、毒劇物自体を本館薬品庫以外に保管することは規定違反の状態である。このような場合、受払記録の残量と実際の残量との間に差異が生じ、使用履歴管理と残量管理がなされない状況となってしまうことから、研究員は毒劇物保管庫から持ち出した毒劇物については、払出記録に記載された日にそのすべてを使用するか、研究室持ち出し分についても別途払出記録を整備し、使用履歴の事後検証可能性、追跡可能性を担保するよう是正されたい。</p>	<p>や、やむを得ず残った場合の取扱い等について規定した。</p>
<p>村山総合支庁 農業技術普及 課産地研究室</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑩ 村山総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室 イ 園芸農業研究所主任技能員及び研究技能員による職務分掌を逸脱した業務関与</p> <p>支出何兼支出票及び請求書、納品書等の査閲で、当施設「業務概要」の職員に関する内容に記載のない者が起案者とされた伝票が複数発見された。当該起案者は園芸農業研究所所属の主任技能員及び研究技能員で</p>	<p>令和6年4月1日に「附属機関の役職等に充てる職員の指定に関する規程」が改正され、園芸農業研究所の研究技能員9名が村山産地研究室の業務を兼務することとした。</p>

	<p>あり、本産地研究室所属職員が兼務職員として業務を依頼していた。</p> <p>しかし、これらの職員は本産地研究室の構成員ではないため、業務依頼は職務分掌外となる。ついては、本産地研究室に所属していない者への業務依頼は厳に慎むとともに、その上で、リソース不足等、現状の運用を継続する必要がある場合には、当該主任技能員及び研究技能員に対しても、本産地研究室の兼務職とすべきと考える。</p>	
<p>会計局会計課 (最上総合支庁農業技術普及課産地研究室)</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>⑰ 最上総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室</p> <p>ア 再委託の定義及びその取扱いの明確化</p> <p>畜産研究所と同様に当施設とA社との間で締結した給水設備保守点検業務委託契約の一部業務(水質検査業務)について、検査能力を有さないことを理由に相手方からB社へ再委託が行われているが、当該再委託について、業務委託契約書に定められている事前協議手続きが行われていない。</p> <p>施設担当者へのヒアリングによれば、当該水質検査業務については、受注者が検査能力を有さないことから、他の業者へ依頼したものであり、そもそも「再委託」にはあたらないという認識である。</p> <p>一般的に「再委託」とは、委託業務に係る履行の全部又は一部について、第三者と委任(準委任を含む)又は請負に係る契約を結び、役務の提供を受けることをいい、本件のように、委託業務の一部を契約者自らが実施せず、外注や下請けに発注する場合は再委託に該当するものと考えられる。</p>	<p>令和6年2月に会計局会計課から各課、各公所あてに、再委託の定義やその取扱いを明確に示す通知を発出した。</p>

	<p>県によれば、再委託の定義やその取扱いを示した通知等は特になく、各契約担当者が作成する契約書において、再委託の事前承認について記載されているのみであり、契約書の当該条項の適用に際しては、個々の事例に応じて契約担当者に判断が委ねられている状態とのことである。再委託にあたるのか否かについて一律の線引きは難しいということも理解できるが、現在の県の運用状況では、契約担当者の判断次第で再委託禁止条項の適用の有無が分かれることとなり、万が一事前協議がなされずに行われた再委託において不測の事態が生じた場合に、責任の所在が不明確となる。</p> <p>県は、「再委託」について定義やその取扱いを明確に示すことにより、担当者レベルで判断が分かれてしまうような現在の運用については是正すべきである。</p>	
<p>最上総合支庁 農業技術普及 課産地研究室</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査 ⑰ 最上総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室 イ 毒物及び劇物実地棚卸の未実施 毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、毒物及び劇物について実地棚卸を実施していなかった。</p> <p>この点、「最上総合支庁農業技術普及課産地研究室における毒物及び劇物管理要領」には、「使用責任者は、毎年度末において毒劇物の整理を行い、不要なものは使用簿にその旨を記載し、廃棄処分の手続きを行うものとする。」旨の定めがあり、「毒劇物の整理」には、定期的な実地棚卸手続きの実施が含まれているものと考えられる。毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであ</p>	<p>年度末に実地棚卸を実施し、在庫量を確認した。引き続き、毎年、年度末に実地棚卸を実施することとし、実際の在庫量を把握し、適切に管理していく。</p>

	<p>り、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、定期的な在庫確認を行うべきである。</p> <p>以上より、毒物及び劇物について、少なくとも年に1回は実地棚卸を実施し、実際の在庫量を把握するとともに、受払記録との整合性を確かめるよう是正されたい。</p>	
<p>庄内総合支庁 農業技術普及 課産地研究室</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>⑱ 庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室</p> <p>ア 毒劇物保管庫の鍵の管理不備</p> <p>毒物及び劇物の管理状況を確認したところ、当施設の毒劇物保管庫のうち、施錠されていない（錠が壊れている）毒劇物保管庫が発見された。</p> <p>当施設においては、毒劇物の管理に関する「化学物質管理要綱」を定めているが、毒劇物保管庫の鍵の使用及び保管については当該管理要綱において特に定められていない。</p> <p>毒物及び劇物は施錠された保管庫で保管するよう周知徹底を図るべきであり、故障した鍵は早急な修理が必要である。さらに、当施設の本館2階実験室は、その出入り口についても無施錠の状態であったため、毒劇物保管庫の設置してある部屋の出入り口についても常時施錠しておく必要がある。</p> <p>加えて、当施設の作業管理室・農業機械格納庫内に設置してある毒劇物保管庫の鍵については、職員であれば誰でも自由に持ち出し可能な状況となっている。</p> <p>この点、当施設の農薬（毒物及び劇物）の適正な管理に関する事項を定めた運用手順書によれば、「農薬庫の管理は、室長が指定する管理担当者が行う。」こととなっている</p>	<p>鍵の管理不備については下記のとおり対応し、使用目的以外の持ち出し防止を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・錠が壊れていた本館2階実験室毒劇物保管棚から、同室内の施錠できる保管棚へ毒劇物を移動させ、使用等の管理を行うこととした。 ・毒劇物保管庫及び本館2階実験室保管棚については、錠・鍵ともに破損しておらず、確実に施錠できることを確認した。 ・鍵の管理者を定めるとともに、毒劇物を使用する者は、使用目的を鍵の管理者に申し出て管理簿に使用日等を記入することとした。

	<p>が、実際には管理されているとは言い難い状況である。</p> <p>毒物及び劇物については、少量で致死量に達する場合もある危険物であることから厳正な取扱いが求められるところであり、盗難や紛失、不正使用防止の観点から、毒劇物保管庫の鍵の管理は非常に重要である。</p>	
<p>庄内総合支庁 農業技術普及 課産地研究室</p>	<p>2. 各試験研究機関への往査</p> <p>⑱ 庄内総合支庁産業経済部農業技術普及課産地研究室</p> <p>イ 物品管理事務の適正化</p> <p>備品現物と備品台帳の照合確認について調査したところ、平成25年6月18日付け会計第213号「物品の管理事務について（通知）」に従って実施がなされていなかった。備品現物と備品台帳の照合確認は毎年8月末日までに行うものとされ、8月が事務の繁忙期であるなど、照合確認が8月末日までに終了しない場合は、物品管理者の承諾を得て、年度内の別の期日を定め、任意様式で決裁を受けることとなっている。しかし、令和3年度及び令和4年度について物品管理者の承認手続きが実施されていなかった。</p> <p>施設担当者によれば、所有する備品そのものの絶対数が多いことに加え、現場に持ち出している備品が多数あり、期日までに照合確認作業を終了することが難しいとのことである。しかし、備品現物と備品台帳の確実な照合確認を実施する目的は、現物と台帳の一致を確かめることのみならず、使用状況等についても実態を確認の上報告し、当施設において今後の使用が見込まれないものについては、遊休備品登録を行って、全庁的な利活用の照会や市町村・公共的団体等への情報提供等を行うことにより、財産の有効活用を図って</p>	<p>令和5年8月に備品現物と備品台帳の照合確認を行った。引き続き、通知に従って適正な物品管理を実施していく。</p>

	<p>いくことにある。そのためには、一定の期日における備品の使用状況、今後の使用見込み等に関する情報を適時に報告し、万が一期日までの報告が難しい場合には、物品管理者による承諾手続きを経て、決裁等に係る文書を保管しておく必要がある。</p>	
--	---	--